

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月3日 08時55分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港内 東播磨港高砂西防波堤灯台から真方位013°440m付近 (概位 北緯34°44.0′ 東経134°47.9′)
事故の概要	石材砂利運搬船第十八栄福丸は、出航中、着岸中の貨物船東辰に衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 石材砂利運搬船 第十八栄福丸、482トン 131880、日の本海運株式会社 B 貨物船 東辰、471トン 143373、株式会社阪神 SHIPPING
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に凹損 B 操舵室左舷外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.3m（港内目測値） 兵庫県高砂市には、令和元年10月2日19時49分に強風注意報 及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、東播磨港高砂地区の岸壁に船首を北北東方に向けて入船右舷着けで係留した状態から離岸し、後進したのち左回頭中、北西方の対岸に着岸中のB船にA船の左舷船尾部が衝突した。 船長Aは、強い南東風に圧流されたので、風が弱くなるまで待つか、タグボートを使用すれば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、出船右舷着けで着岸して荷役を行っていたところ、A船が衝突した。
分析	A船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、タグボートの支援を受けることなく出航中、南東風に圧流されたことから、着岸中のB船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、タグボートの支援を受けることなく出航中、南東風に圧流されたため、対岸に着岸中のB船に衝突したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下で出航する場合、風が弱まるのを待つか、もしくはタグボートの支援を得ることが望ましい。</li></ul>
--------------	---